

製造事業所の皆さんへ 工業統計調査を実施します

☎ 情報統計課 ☎73-6633



平成30年6月1日を基準日として、全国一斉に工業統計調査が実施されます。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に、その活動実態を明らかに

することを目的として行われるもので、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料となる重要な調査です。

5月中旬から対象となる事業所へ調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

※調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対ありません。

※調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

島原手延そうめん認証制度を 活用しませんか

☎ 商工観光課 ☎73-6632



市では、全国有数の生産量を誇る「島原手延そうめん」の信用・信頼を高めるため、島原半島内で製造される優良の「島原手延そうめん」について統一認証制度を制定しています。

制度の利用を希望する人は下記により申し込んでください。

●認証の流れ《新規の場合》

1. 認定申請書の提出（申請書、商品見本、原料届出、製造工場届出書など）
2. 事前審査（委託先の「長崎県島原手延そうめん振興会」の検査員が工場・加工場検査）
3. 認定審査（「島原手延そうめん認証委員会」で書類審査と食味審査）
4. 認証の決定（上記委員会で認証の決定を行い、認定証を交付。認定期間は3年間）

☎ 10月31日(水)

※申請書など、詳細はお問い合わせください。

文化・郷土芸能などの 大会出場経費を助成します

☎ 生涯学習課 ☎73-6703



市内の文化団体や個人が、文化・芸能部門で、全国大会などに出場する経費を助成します。

対象の大会は、予選会を経て代表として出場するもので、小・中学生は県大会以上、高校生や一般は九州大会以上の大会です。

●対象経費

- ①交通費、宿泊費
- ②道具輸送に要する経費

※いずれも上限あり、詳細はお問い合わせください。

※今年度より補助金関係書類受付は生涯学習課および公民館などの社会教育施設で行います。

森林の立木を 伐採するときには 届出が必要です

☎ 農林課 ☎73-6661

①立木を伐採するときは、事前に「伐採および伐採後の造林の届出書」が必要です。

（木を伐採する90日～30日前までに提出）

②伐採後の造林が完了したときは、「伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが「森林法」で義務づけられています。

（造林が完了してから30日以内までに提出）

家庭教育支援 「わくわく広場」

☎ 生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767
Eメール: gakushuu@city.minamishimabara.lg.jp

子育てに役立つ講座を開催します。

お母さん1人でも、子ども連れでも大丈夫です。



【共通事項】

☎中学生までの子どもがいる保護者

☎3日前までに電話などで申し込んでください。

①お母さんへの読み語り

☎5月11日(金) 午後2時～3時

☎有家図書館

●講師…図書館職員

②おしゃべり交流会「子どもの食生活を考えよう」

☎5月18日(金) 午後2時～3時

☎ありえコレジヨホール

●講師…MFPファシリテーター

③足もみ講座

☎5月25日(金) 午後2時～3時

☎ありえコレジヨホール

●講師…松井 たかのり 氏

●持参品…タオル・ハンドクリーム・

足もみ棒（持っている人）

※動きやすい服装でお越しください。

親子ふれあいプログラム 「にほ・さんぽ」

☎ 生涯学習課 ☎73-6703 FAX85-2767
Eメール: gakushuu@city.minamishimabara.lg.jp



乳児とママのための講座を開催します。あやし歌を歌ったり、絵本を見たり、おしゃべりしたりする楽しい集まりです。子育てのヒントもいっぱいあります。遊びにきてみませんか？

☎全4回（6月20日(水)、27日(水)、7月4日(水)、11日(水)）
午前10時～（2時間程度）

☎ありえコレジヨホール

●持参品…バスタオル1枚、タオル1枚、授乳やおむつ替えに必要な物

☎12組（先着順で、4回すべてに参加できる人を優先）

☎無料

※ただし、おやつ代は実費負担（4回で200円程度）

☎市内在住で生後1～6カ月の乳児とママ

（乳児とママ以外の人は参加できません）

☎6月6日(水)

☎電話で申し込んでください。

教育委員会業務の事務所移転のお知らせ

☎ 生涯学習課 ☎73-6703

これまで支所で行っていた教育委員会業務を、4月から下記の事務所へ移転しました。

●教育委員会業務の主な内容

各種教育相談・公民館講座・高齢者学級・青少年健全育成事業・子ども会・寺子屋・文化団体・スポーツ振興業務等

※深江、布津公民館については施設利用申請が加わります。

※事務所には職員や社会教育指導員を配置します。

※ありえコレジヨホール・西有家総合学習センターカームスについては、引き続き業務を行います。

変更前	変更後
深江支所	深江公民館 ☎73-6716
布津支所	布津公民館 ☎73-6726
北有馬支所	北有馬ビロティー文化センター ☎73-6754
教育委員会	原城オアシスセンター ☎73-6766
口之津支所	口之津公民館 ☎73-6776
加津佐支所	加津佐公民館 ☎73-6786